

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける国民の皆様へ

収入を確保する

日々の生活に必要な資金や、たとえ休業・失業中であっても一定の収入を確保する

支出を減らす

家賃の支援、公共料金の支払の猶予や免除を受ける

事業を継続する

フリーランスを含む個人事業主が事業を継続するための支援を使う

本資料は内閣官房のコロナ対策特設ページに掲載しております。

 内閣官房 新型コロナウイルス
または右のQRコードよりご確認ください。

で検索、



また、新型コロナウイルス感染症対策推進室のTwitterでも、ご登録いただいた方に随時、情報を配信しております。

※本資料は各府省庁のホームページに掲載されている内容に基づき一部の支援策等について、内閣官房においてまとめたものです。最新の情報は各府省庁のホームページ等もあわせてご覧ください。

目次

◆ 新着情報

第1章 収入を確保する

- ◆ 新型コロナの影響で収入が減少したので、当面の生活費用を確保したい
「特別定額給付金」（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策） …… 2
- ◆ 新型コロナの影響で収入が減少したので、当面の生活費用を確保したい …… 3
- ◆ 新型コロナの影響で勤務先から休業させられた間の手当は？ …… 4
- ◆ 新型コロナの影響で休校した子どもの世話をする間の保護者への支援は？ …… 5
- ◆ 新型コロナの影響で失業してしまった場合の支援は？ …… 6
- ◆ 新型コロナの影響で学生の収入が減り、学費が不安 …… 9
- ◆ 新型コロナの影響で、就職内定が取り消されてしまった …… 10
- ◆ 新型コロナに感染した場合の治療費や補償は？ …… 11
- ◆ 生活が困窮してしまった、当面の生活費がなくなりそう …… 13

第2章 支出を減らす

- ◆ 家賃の支払いが厳しく、支援を受けたい …… 14
- ◆ 社会保険料の支払猶予を受けたい …… 15
- ◆ 税や公共料金（電気・ガス・電話等）の支払猶予を受けたい …… 16

第3章 事業を継続する

- ◆ 売上が大きく減少し、事業を継続するための資金が必要
「持続化給付金」 …… 17
- ◆ 事業を継続するための資金繰り支援を使いたい …… 18

特別定額給付金

(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

【支給対象者】

基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方

※基準日に住民基本台帳に記録されていない場合でも、基準日時点において日本で生活しており、市区町村の窓口で住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者となります。

※令和2年4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方なら外国人の方にも給付されます。

なお、外国人の方のうち、短期滞在者と不法滞在者は住民基本台帳に記録されていないため、給付されません。

【給付金額】

世帯構成員1人につき10万円

※給付を受けるため、できる限り早く、今お住まいの市区町村に、DVなどを理由に避難していることを申し出て、確認を受けてください。

詳しくは、その市区町村におたずねください。

【お問合せ先】

特別定額給付金コールセンター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

【貸付上限額】

学校等の休業、個人事業主等の特例の場合：20万円以内
その他の場合：10万円以内

【据置期間/償還期限/貸付利子・保証人】

1年以内/2年以内/無利子・不要

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

【貸付上限額】

(2人以上) 月20万円以内、(単身) 月15万円以内

【貸付期間】

原則3月以内

【据置期間/償還期限/貸付利子・保証人】

1年以内/10年以内/無利子・不要

【お問合せ先】

- 一般的なお問い合わせは相談コールセンター
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00 (土日・祝日含む)
- お申込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会又は労働金庫
※ 郵送でのお申込みもできます。

休業手当

労働基準法第26条では、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払わなければならないとされています。「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。

【労働基準法の休業手当の額】

平均賃金の100分の60以上の額

※平均賃金：休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額

※賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html

【参考】雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持した場合に、休業手当等の一部を助成します。

【対象者(事業主)】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【特例措置】 助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から6月30日までの休業等に適用

- 休業手当に対する助成率を引き上げ中小企業4/5 大企業 2/3
解雇等を行わない場合、助成率の上乗せ 中小企業9/10 大企業3/4
更に休業要請を受けた一定の要件を満たす中小企業 最大10/10
- 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ 中小企業2400円、大企業1800円
- 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象 等

【お問い合わせ先】

雇用調整助成金に関するコールセンター 0120-60-3999

小学校休業等対応支援金

(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

【対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【要件】

・個人で就業する予定であった場合

・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日あたり4100円 定額

【参考】小学校休業等対応助成金

(労働者を雇用する事業者向け)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

【対象者（事業主）】

上記の①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇は除く）を取得させた事業主。

【支給額】

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 × 10/10

※ 支給上限は1日あたり8330円

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金等、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999

雇用保険の基本手当等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業した方が、被保険者期間等の要件を満たせば、雇用保険の基本手当を受給することができます。

【給付内容】

【給付内容】

基本手当日額※1×所定給付日数※2

※1 離職前の賃金額等に応じて50%～80%

※2 被保険者期間に応じて90日～330日

【受給要件】

- ・離職前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上（倒産、解雇等の場合は離職前1年間に、6か月以上）あること
- ・初回は、ハローワークに来所して求職の申込み等をいただく必要があります。

【留意点】

- ・65歳以上の高年齢労働者の方は、被保険者期間に応じて30日分又は50日分の一時金となります。

【お問合せ先】

お住まいを管轄するハローワーク

未払賃金立替払制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業が倒産した場合であっても、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について政府（事業の実施は（独）労働者健康福祉機構）が代わって支払う制度があります。

【対象者（全てを満たす必要あり）】

1. 労災保険の適用事業で1年以上にわたって事業活動を行っていた事業主(法人、個人を問いません。)に雇用され、企業の倒産に伴い「未払賃金」が残ったまま退職した労働者
2. ①裁判所への破産手続開始等の申立日（法律上の倒産の場合）又は②労働基準監督署長に対する事実上の倒産の認定申請日（事実上の倒産の場合）の6ヶ月前の日から2年の間に、当該企業を退職した人
3. 未払い賃金額等について破産管財人等の証明又は労働基準監督署長の確認を受けた人

【立替払額】

「未払賃金の総額」の100分の80の額（限度額あり）

※未払賃金：退職日の6ヶ月前の日から労働者健康安全機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来している「定期賃金」及び「退職手当」であって、未払となっているもの

【お問合せ先】

在職していた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>



求職者支援（職業訓練受講給付金）

雇用保険を受給できない求職者の方（受給を終了した方を含む）が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができます。

【支給対象者（全てを満たす必要あり）】

- ①ハローワークに求職の申込みをしていること
- ②雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- ③労働の意思と能力があること
- ④職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

【支給要件（全てを満たす必要あり）】

- ①本人収入が月8万円以下
- ②世帯全体の収入が月25万円以下
- ③世帯全体の金融資産が300万円以下
- ④現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑤全ての訓練実施日に出席している
（やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上出席している）
- ⑥世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- ⑦過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

求職者支援資金融資

職業訓練受講給付金を受給しても、その給付金だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができます。

【対象者】

以下の要件をどちらも満たしている方

- 1.職業訓練受講給付金の支給決定を受けた方
- 2.ハローワークの求職者支援資金融資要件確認書の交付を受けた方

【貸付額】

単身者：上限月額 5万円× 受講予定訓練月数

その他：上限月額10万円 × 受講予定訓練月数

【お問合せ先】

お住まいを管轄するハローワーク

高等教育修学支援新制度 (授業料等減免及び給付型奨学金)

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生に対して、授業料等減免及び給付型奨学金で支援します

【支援対象】

住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生（※）

但し、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象となります。

（※標準単位数取得当の要件あり）

貸与型奨学金（無利子・有利子）

新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生に対して、貸与型奨学金（無利子・有利子）で支援します

【支援対象】

学修意欲がある者

※保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定

※対象目安

無利子：（基準）一定年収（700～851万円※）以下

※子ども1人～2人世帯の場合

有利子：（基準）一定年収（870～1,194万円※）以下

※子ども1人～2人世帯の場合

【お問合せ先】

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター

0570-666-301

新卒者内定取消等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で内定の取り消しや入職時期の繰り下げにあった方のための特別相談窓口を設置しました。
来所しなくても電話で相談できます。

【支援内容】

- 1.内定が取り消されてしまいそうなとき
皆様の内定取消し回避に向けて、企業へ働きかけを行います。
- 2.内定が取り消されてしまったとき
個別のきめ細かな支援により、みなさまが早期に新たな就職先を決定できるよう全力で支援します。
- 3.就職活動に自信・意欲をなくしてしまったとき
臨床心理士などの支援により心理的なサポートや再度の就職活動に向け、本人の状況や希望を丁寧に伺いながら支援します。

【お問合せ先】

全国の新卒応援ハローワーク

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184061.html>



収入を確保

支出を減らす

事業を継続する

新型コロナに感染した場合の治療・入院費等

新型コロナウイルスのPCR検査や陽性の場合の治療費・入院費等は、感染症法の規定に基づいて公費で支払われます。

休業（補償）給付（労災保険）

業務等が原因となった負傷や疾病による療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていないとき、その第4日目から休業補償給付（業務災害の場合）または休業給付（通勤災害の場合）が支給されます。

【支給要件】

①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため、②労働することができない、③賃金を受けていない の3要件を満たす場合

【支給額計算】

休業（補償）給付 = （給付基礎日額の60%）×休業日数

休業特別支給金 = （給付基礎日額の20%）×休業日数

※給付基礎日額：労働基準法の平均賃金に相当する額

【お問合せ先】 在職中の事業場を管轄する労働基準監督署

新型コロナに感染した場合の治療・入院費等

傷病手当金

健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障がなされます。

- 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
- 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となります。

【支給要件】

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
- ② 4日以上仕事を休んでいること

【支給期間】 支給を始めた日から最長1年6か月の間

【1日あたりの支給額】

直近12月間の標準報酬月額平均の1/30分の2/3に相当する額

【お問合せ先】 ご加入の健康保険の保険者

(※) 国民健康保険に加入されている方について
市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。
詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

また、皆様にご加入の民間の保険等から、入院や休業に関する給付を受けられる場合があります。

生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施します

【相談の流れ（自立相談支援事業）】

- ①相談の受付
- ②生活状況の課題を整理
- ③支援プランの作成
- ④支援メニューの提供
 - ・就労支援・就労準備支援
 - ・家計改善支援
 - ・住居確保給付金
 - ・一時生活支援等
- (⑤プランの見直し)
- ⑥困りごとの解決

【お問合せ先】

お住まいの市町村の自立相談支援機関（全国連絡先一覧）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

生活保護制度

最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。

生活保護を受けられるかの判断は、細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

＜例えば以下のような状態の方が対象となります＞

- ・不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。※不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
- ・就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
- ・年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- ・扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。

【お問合せ先】

お住まいの自治体の福祉事務所

住居確保給付金（家賃）

離職・廃業後2年以内の方に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方へ、一定期間家賃相当額を支給します。

対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで）

支給額（東京都特別区の目安）単身世帯：53700円、
2人世帯：64000円、3人世帯：69800円

支給要件

○収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

○資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額（東京都特別区の目安）
単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

○求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等

※申請時のハローワークへの求職申込が不要になります（4月30日～）

【お問合せ先】

お住まいの市町村の自立相談支援機関（全国連絡先一覧）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

住宅ローンの支払の柔軟化

金融機関や金融庁では、新型コロナウイルス感染症の影響でローン返済が難しくなった人に向けて、電話での相談窓口を設けています。

【お問合せ先】

各金融機関設置の相談窓口

または 金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方厚生(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと。

【お問合せ先】

最寄りの年金事務所

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。

【お問合せ先】

- 国民健康保険料（税）について
⇒ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒ お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒ お住まいの市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について
⇒ お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所

国税・地方税の猶予制度

以下のいずれの要件も満たせば、**無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予（特例猶予）**を受けることができます。

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納税することが困難であること
(※) 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が到来する国税・地方税が対象です。
(※) 特例猶予が認められない場合であっても、他の猶予制度を利用できる場合がありますので、以下のお問合せ先にご相談ください。

【お問合せ先】

- 国税について ⇒ 国税局猶予相談センター
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
- 地方税について ⇒ お住まいの都道府県・市区町村

電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請しています。

(※) このほか、水道・下水道及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。

【お問合せ先】 電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

電話料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000682993.pdf

NHK受信料に関する相談窓口

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

持続化給付金

フリーランスを含む個人事業者の方が、事業全般に広く使える給付金を支給します。これにより、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている方の事業継続を支えます。

【給付額】

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (Ⅰ) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (Ⅱ) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター

直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613

受付時間：8時30分～19時00分

※5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く）

個人事業主向けの資金繰り 支援内容

政府系金融機関の融資と信用保証（公的機関が民間金融機関の融資の「保証人」となるサービス）との両面から、資金繰りを支援します。

政府系金融機関による融資

金利引き下げなし

金利▲0.9引下げ

実質無利子

セーフティネット貸付 （国民事業）

基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし
【融資限度額】4800万円
【貸付期間】
運転資金8年以内
【うち据置期間】3年以内

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民事業）

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】売上高▲5%以上減少
【融資限度枠】別枠で6000万円【担保】無担保
【利下げ限度額】3000万円
【貸付期間】運転資金15年以内 【うち据置期間】5年以内

新型コロナウイルス対策マル経融資（国民事業）

【対象要件】売上高▲5%以上減少
通常のマル経融資の別枠で1,000万円まで金利を▲0.9%引下げ。

+

特別利子補給制度

個人事業主等に利子補給

【対象要件】
個人事業主(小規模)：要件なし
【利子補給】当初の3年間
【利子補給上限】3000万円
※新規と既往債務の合計

民間金融機関による信用保証付融資

セーフティネット保証4号・5号 【保証枠】2.8億円までの融資を保証

①4号は、全都道府県を対象地域に「売上高が前年同月比▲20%以上減少」等で100%保証

②5号は、影響を受けている業種を対象に「売上高が前年同月比▲5%以上減少」等で80%保証

+

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号を利用して、一定の要件で都道府県等の制度融資を活用した事業者の信用保証の保証料を減免し、かつ、融資の利子も実質無利子化。

【資金繰り支援に関するお問合せ先】

➤ **中小企業 金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

【民間の金融機関とのお取引に関するお問合せ先】

➤ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

収入を確保

支出を減らす

事業を継続する

政府系金融機関による 実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来とし、次の①または②のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内

【融資限度額（別枠）】国民事業6,000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%（1.36%→0.46%）、4年目以降基準金利
※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

【利下げ限度額】3,000万円



特別利子補給制度（実質無利子）

【適用対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）

※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3,000万円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

【お問合せ先】

- ➡ 平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785
- ➡ 土日・祝日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）
沖縄公庫：098-941-1795

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロにします。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 [0570-783183](tel:0570-783183)

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

(独) 福祉医療機構による 無担保・無利子での長期運転資金の融資

新型コロナウイルス感染症によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施しています。長期運転資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【①新規貸付】

主な融資条件	病院	老健・介護医療院	診療所・助産所 医療従事者養成施設 指定訪問看護事業
償還期間 (据置期間：元金の返済猶予期間)	15年以内 (5年以内)		
貸付利率※	当初5年間 1億円まで無利子 1億円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%		
限度額 (無担保貸付)	7.2億円 (3億円)	1億円 (1億円)	4,000万円 (4,000万円)

※貸付利率は令和2年4月1日現在のものです。

※利率は、融資実行(金銭消費貸借契約締結)時の利率を適用します。

- ご融資には保証人(保証人不要制度あり)が必要です。
※保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)がご利用できます。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

(独) 福祉医療機構(新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ)

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

新規貸付	●開設地が東日本(北海道～三重県)： 東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 TEL 03-3438-9940 TEL 03-3438-9934 FAX 03-3438-0659	
	●開設地が西日本(福井県～鹿児島県)：大阪支店 医療審査課 TEL 06-6252-0219 FAX 06-6252-0240	
既往貸付	東京本部 顧客業務部 顧客業務課 TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248	

収入を確保

支出を減らす

事業を継続する